

第4回新潟県障害者差別解消のための条例制定検討委員会 議事録

開催日時：令和6年8月2日（金）午後1時30分～午後3時40分

場 所：新潟県自治会館別館9階901会議室（新潟市中央区新光町4-1）

参加者：委員15人、県12人（委員等名簿参照）

議 事 等：次第に沿って開催

1 開会

2 あいさつ（新潟県福祉保健部障害福祉課長 島田久幸）

障害福祉課長の島田でございます。

本日はご多忙のところ、4回目を迎えました新潟県障害者差別解消のための条例制定検討委員会にご出席をいただきまして大変ありがとうございます。また今回からご就任いただいた委員もおられます。改めまして、委員の皆様におかれましては、日頃から本県の障害者施策の推進にご協力を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

この委員会ですけれども、これまで3回会議を開催しまして委員の皆様から貴重なご意見を頂戴して参りました。

前回の会議におきまして、前回第3回の検討委員会の意見を踏まえた条例案をもとに、タウンミーティングを開催すべきというご意見もありまして、今回タウンミーティングの開催前にお集まりいただいた次第でございます。

少し急なご案内となりましたけれども多くの委員の皆様にご出席いただきまして、改めて感謝申し上げます。

第3回にいただいたご意見等を踏まえまして、修正した条例案等について説明させていただきますので、本日も活発な意見交換、ご意見を、よろしくお願い申し上げます。

3 委員の退任及び新委員の選任について

- ・東日本旅客鉄道株式会社新潟支社鉄道事業部指令・サービス品質改革ユニット 下室 勝 ユニットリーダー の委員退任を報告
- ・東日本旅客鉄道株式会社新潟支社鉄道事業部指令・サービス品質改革ユニット 芝元 憲太郎 ユニットリーダー の委員選任を報告

4 議事

丸田秋男委員長が議事を進行

(1) 第3回検討委員会における委員意見及び事務局の考え方等について

(2) 条例案について

〔島田課長〕

課長の島田でございます。第3回の意見を踏まえまして条例案について修正を行いました。主に説明に用いますのが資料2とですね、あと資料3-1、こちら修正後の条例案でございます。あと資料3-2の方はいわゆる見え消し版となっておりますので、こちらは必要により、適宜ご覧をいただきたいと思います。

第3回の検討委員会でも大変貴重なご意見をたくさんいただきました。その後いただいた意見も含めまして、少し時間長くなると思いますけれども、1つずつ説明をさせていただきたいと思います。条例の名称につきましても、一応の案というか、これがいいんではないかというのを仮称ということでお示ししておりますが、これはまた後で説明をいたします。

それでは資料2と、先ほど申し上げた資料3-1の方をご覧いただきながらと思います。

資料2のNo.1からNo.3です。こちら黒岩副委員長の方からいただいておりますご意見ですが一括して説明と対応について説明をします。

No.1は、国連の障害者権利擁護委員会の総括所見の中で、脱施設化とインクルーシブ教育について最も厳しい言葉が使われているということなので、それについて事前意見あった通り、入れておいて欲しいというご意見。

あとNo.2の社会モデルという言葉は今回の総括所見に1回も出てこないで、人権モデルという言葉に変わっているので、根づいてないかもしれないけれども、その言葉を入れていただきたいというご意見。

No.3、まず育ち学ぶところから始まると。それができていないのにも働くということは多分できないので、この育ち学ぶという部分は特出しするべきではないかというご意見をいただいております。

これらに対する事務局の考え方と対応でございますけれども、ご承知のように障害者基本法、それを受けた障害者差別解消法では、障害者権利条約で示されている社会モデルに基づく対応を図ったものとされておりますけれども、今回の総括所見における人権モデルの考え方に基づいて、さらに脱施設化、インクルーシブ教育を進めていくということは、非常に重要というふうに考えております。

それを受けまして、条例前文、ちょっと飛びながらで恐縮ですが前文の5段落目、下から2つ目の段落になりますけれども、「私たちは、改めて条約の趣旨を踏まえ、障害

のある人が受ける制限や差別が、社会における様々な障壁、バリアによって生じるものであることへの理解を深め、障害のある人が障害にかかわらず分け隔てなく社会に受け入れられるインクルーシブの考え方に基づく取組みを推進していかなければならない。」というふうに入れさせていただきました。

なお今回の事前意見で黒岩副委員長の方から、インクルーシブではなくインクルージョンではないかというご指摘いただいております。その通りかなと思いますのでここではインクルーシブになっておりますが、インクルージョンで、修正をさせていただければと思っております。

次に基本理念の第3条の第1号をご覧いただきたいと思っております。

前の案の第1号については、目的の部分と重複してる部分も多かったということも踏まえまして、ここで「全ての障害者が、障害のない人と等しく、人権の主体としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。」と、変更させていただいております。目的の下の方には、分け隔てなくということが入っておりまして、この基本理念のところは、そうした分け隔てられることがない共生社会の実現をするための基本理念ということですので、障害のない人と等しく尊厳が守られるべき旨を規定しようということで、こういう形に修正をさせていただいております。

あと第3号になりますけれども、この号を加えた形になっておりますけれども、「全ての障害者が、どこで誰と生活するかについて選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。」ということで、いわゆる脱施設化の考え方を踏まえた規定を1号追加させていただきました。

あと1つ上になりますけど第2号、保育や教育の場で分け隔てられることなく、という部分、あとインクルージョンということ、また身近な地域で共に育ち学びと、いう部分についてはご意見の通り、修文をさせていただいたところです。

関連しまして前文の部分になりますけれども、4段落目です。

前文の4段落目のところの3行目、障害や障害者に対する理解が十分でなく、ということになってます。前は障害者に対する理解がというふうになっておりましたが、そもそも障害というものがどういう考え方が、それによって障害者ということですので、その障害や障害者に対するということで、並べて入れさせていただいております。この後も同じような形で、規定をしております。

あと第3段落目です。

国においては、条約の批准に先立ちということで、基本法の改正、差別解消法の整備、また、今回の改正を条約に関連する動きとして、1段落加えさせていただいたところです。

今回の事前の意見にも、黒岩副委員長から、総括所見のお話、あと人権モデルの観点

から脱施設化、インクルーシブ教育についての勧告、ここについてやはり入れた方がいいんじゃないかというご意見もちょうだいいたしましたけれども、現時点での事務局案としては、お話した通り、非常に重要な考え方だと思っておりますので、その考え方は今ほどご説明した通り、条文に入れたということですが、こうした専門的でまだ根づいていない用語を、前文ではありますけれども条例の中に入れるということは、県民のわかりやすさという意味からいうと少し離れてしまうんじゃないかという考えもありまして、今ほど説明させていただいた通りの案で、というふうに思っております。

No.1 からNo.3 については以上でございます。

続きまして意見のNo.4 になります。目黒委員からのご意見です。

身体障害というのが具体的にわからないので、聴覚とか視覚とか具体的に載せたらどうかというご意見です。これにつきましては、身体障害者福祉法の定義においても、聴覚障害とか視覚障害等の個別の障害が規定はされておられません。また、個別の障害を規定しようとする、例えば高次脳機能障害だとかいろんな障害がありますので、多くの障害を列挙せざるをえなくなってくる、ということから、案の通り障害者基本法に準じた規定ぶりとしたしたいと思います。

個別の障害については条例の解説等において、主な特性とか、必要な配慮について、併せて説明をして、県民の皆様の理解を促進するというところで取り組んでいきたいと思っております。

続きまして意見のNo.5 とNo.6。これは先ほど少し触れましたが、社会的障壁がわかりづらいので、バリアと記載した方がいいのではないかとということで、追加した前文とあと第2条第2号に出てきもありますが、同じような形で、障壁・バリアということで、入れさせていただきたいと思っております。

続きましてNo.7 からNo.9 です。法令の定義の部分で、少しわかりづらい部分かもしれませんが、No.7 については黒岩副委員長からのご意見です。意思の表明について、合理的配慮の定義に、意思の表明が差別解消法は入っているんだけど、今回の条例案の中には意思の表明が入っていないということなので、ちょっと削らせていただき、修正後のものには残っておりませんが、第4条第6条にあった、意思の表明という言葉、ここは、意思の表明がなくても認識し得る場合には合理的配慮を、というふうな規定を入れておったんですけども矛盾するので、いらぬのではないかとご指摘が、No.7 のご指摘です。

No.8 は小林委員からのご意見で、意思の表明についてという表現は必要なのではないかという意見。その上で、表明がなくても、社会的障壁を除去することを認識し得る場合とかということで、並列的に変えたほうがいいんじゃないかと。ここは事業者の皆様とのわかりやすさを考慮したご指摘だったというふうに受けとめております。

あとNo.9、これは黒岩副委員長から、意思の表明という言葉は権利条約にも障害者基本法にも書かれていないところをご指摘の通りです。突然差別解消法に出てきた言葉なのでやはり意思の表明ということはいらぬのではないかとのご意見でありました。

これについては、別記の1で書かせていただきましたので9ページをご覧ください。合理的配慮の考え方と条例の規定についてということです。

合理的配慮については障害者基本法においては先ほども、ご説明した通り意思の表明を前提としておりませんが、差別解消法においては、意思の表明があった場合というふうにされております。

この理由については、差別解消法のQ&A集によると、配慮を求められる相手方から見て、当該者が障害者なのか、配慮を必要としているか否かわからない場合についてまで、配慮を義務づけることが困難なためというふうに、説明されているところです。

けれども、こうした背景と意見を踏まえまして、本県の条例においては、社会的障壁の除去を必要とする障害者に対して、県、事業者はもとより、全ての県民が可能な限りの合理的配慮を行って、権利利益が侵害されることのない社会の実現を目指したいということで、合理的配慮等について次のように規定したいと思っております。

まず第2条第4号の合理的配慮の定義に、「障害者が現に社会的障壁の除去を必要としていることが認識できる場合」というのを加えます。併せて、黒岩副委員長からご指摘があった意思の表明がなくても云々という部分については削除いたします。認識できる場合には合理的配慮を行うんだということにしております。併せて、県及び事業者は合理的配慮、これは当然意思を認識することができれば含みますけれども、これを行わなければならないこと。加えて、県民は合理的配慮に関して必要な協力を求められた場合に応ずるよう努めることということで、第8条に新たに規定を追加いたしました。

加えて合理的配慮のことだけを規定するというのも、やや中途半端ということもありますし、何よりも、何人も不当な差別的取扱いを行ってはならないということをやはり、条例に規定した方がいいのではないかということで、新たに第7条、第8条で、障害を理由とする差別の禁止という一章を新たに起こした上で、不当な差別的取扱いと合理的配慮について、条例で規定をしたということでございます。

少し繰り返しになりますけれども、当初の案では、不当な差別的取扱いと、合理的配慮の提供については、法律にゆだねるということで、特段県条例で規定はしていなかったわけですが、合理的配慮の定義を、差別解消法より、基本法のように少し広げたということですので、単に差別解消法によってというわけにはいかなくなりましたので、条例に改めて規定したということです。

併せて、差別についても、何人もという形で、ここも基本法と同じ規定でございますけれども、「何人も、不当な差別的取扱いを行ってはならない。」と規定することにした

いと思っております。

なお、事前意見で、黒岩副委員長から、8条の第2項県民の協力義務のところは少しわかりづらいのではないかとのご指摘をいただいております。第8条の第2項は、県民は、事業者等の合理的配慮に関して、協力を求められた場合には、これに応ずるよう努める、という規定を入れました。これは宮城県の条例などで同様の規定があったので入れてはどうかということに入れさせていただきました。事務局側の意図としては、例えば事業者が合理的配慮を行おうとしたときに、ちょっとそばにいる県民の方に力を貸して欲しいみたいなことを求められたときには協力してください、という意図で入れたつもりではありますが、この部分を、もう少しこういう規定ぶりがないんではないかとか、逆に県民にそこまで求めるのはどうかというご意見があれば、この後また、ご意見を深めていただければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、No.10でございます。

基本理念の第2号のところ、こどもの部分がありますけれども、小林委員の方からこの号だけ、こどもに限定した内容になっているということで、バランスとしてどうかということだと受けとめさせていただきました。こどもについて定義の必要はないのだろうかというご意見です。

これについては、まずやっぱり誰もがともに育って学ぶところから始まる、ということで、障害を理由とする差別が解消されるという考え方に立ってですね、こどもを特出しする規定を設けるといふことにさせていただきたいと思っております。

なお、こどもの定義については、この4月に施行されました、新潟県のこども条例については、心身の発達の過程にある者をいい、こども施策の対象となるこどもの範囲は、施策ごとに定めるというふうにしていただいているところでして、この文は理念的な規定ですので、特にこどもはこうだということは規定しなくても、よろしいのではないかとこのように事務局では考えているところです。

続きましてNo.11とNo.12、佐藤隆之委員と江部委員からのご意見です。就労について、やはり職場の環境づくりが非常に大事ではないかというご意見で、第3回のときに非常に重要なご意見だけど、どう入れればいだろうかというところで、投げかけがあったところですが、このご意見を踏まえて、第6条の第2項に、事業者の役割として必要な環境の整備に努めるということを追記してはどうかと思っております。

第6条の第2項、「事業者は障害者があらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるよう、その事業を行うに当たり必要な環境の整備に努めるものとする。」という規定を入れてはどうかというふうに思っております。

続きましてNo.13、No.14です。小柳委員と黒岩副委員長からのご意見になります。

No.13の方は、他県他府県の条例を見ると、医療提供について言及していく方がよいのではないか、差別を受けることなく医療を受けることができるとすると、とてもいいんじゃないかというご意見。

また、No.14もそれを受けて、他の条例にもあるように、個別分野ごとの差別禁止規定が必要なのではないかという問題提起をいただいたところです。

これにつきましては、別記の9ページの下の方から、分野ごとの差別禁止規定についてということで、考え方をまとめました。

ご指摘の通り医療とか、あとまた福祉とかですね、障害者が利用する機会が多い分野において、不当な差別なくサービス提供されること、これは非常に重要だと思っております。ですが、逆にサービス分野を特出しをして、サービス提供しなければならないというような規定を設けるということは、他の分野で対応の必要性が相対的に低いというふうに受けとめられる恐れがあるんじゃないかということで、県の条例は法律で対応しきれないことを中心にという方針でもありますし、ご承知の通り、事業者による合理的配慮の提供が義務になりました。また、第7条にですね、何人も不当な差別的取扱いを行ってはならないという規定も、追加をさせていただきますので、個別サービスごとの規定は設けずに、実際のその個別分野でのサービス提供については、各分野における対応指針を周知するなど、啓発活動を進めることによって、どの分野でも、障害者に対して、差別なく、サービスが提供されるように合理的配慮が行われるように働きかけていきたいというふうに思っております。

ちなみに、ご指摘のように、他県でサービス分野を列挙した上で、就労分野、医療分野、福祉分野ということで、たくさんの条例で規定されている条例はあるんですけども、多くを見ますと、障害者差別解消法の施行前に制定されたものというふうに承知をしておりますので、解消法も改正され施行しましたので、この部分の規定については、事務局案の通りとさせていただきたいと思っております。

続きましてNo.15、No.16です。

ここは規定ぶりの少し細かめの部分になるんですけども、第9条の第2項のところですね、前項と書いてあったんですけども、第1項前項が、の方がいいんじゃないかというご指摘ですけども、第1項のところ、こうした相談を特定相談ということで定義をさせていただきましたので、不当な差別的取扱いに関すること、合理的配慮に関すること、そしてまた不快の念を起こさせるもの、こうしたものに関する相談を特定相談というふうに定義をした上で、その後は特定相談という、用語で規定を直したところです。

あと、第9条の第2項で情報の提供及び助言等とか、調整等と、等を入れておったんですけども、等が曖昧ではないかというご指摘で、ここは当初あっせんの申立ての支

援などを想定して、等を入れておったんですけれども、ご意見を踏まえまして、第2項第3号、あっせんの申立て支援というのを入れましたので、曖昧な等をとって、助言及び調整を行うと修正しました。

あとNo.17に関連してですけれども、これは黒岩副委員長からご指摘いただきましたあっせんの申立ての支援と、あとそれに対する事業者の協力規定を入れるというご意見です。ご意見の通り、あっせん申立ての支援を行うことを、県の対応の中に入れ、第3項で、関係者はそれに協力することというふうに、入れたところです。

続きまして、No.18です。高城委員からのご意見についてです。

助言についても申立てがあった場合に行うというところがあるので、申立てがあったら助言ができるような書きぶりでないといけないかというご意見がございました。

これについて前回の会議の中ではですね、この条例の助言はあくまで相談支援活動の助言なので、申立てはあっせんのみに行われるようにしてありますというご説明を申し上げまして、高城委員からわかりましたということで、お答えいただいたと思うんですけれども、改めまして、実際にこの労働分野でどういうふうにご手続きが踏まれるのかということ考えたときに、実際事業主からの差別について相談があった場合には、ここは労働局さんの方で、障害者雇用促進法に基づいて、手続きが定められてますので、実際は県で相談を受けてもそちらの方を紹介するというか、そちらの方にいざなうように、相談支援を行うことになるんだというふうに思っております。

これを踏まえまして、あっせんの申立てについては第13条になりますけれども、あっせんの申立てをできる場合の中に、県による相談支援を受けても、解決が期待できないと認められるときはということで、あっせんの申立てのところにも、前提として、まず相談があって、そのあとにあっせんの申立てがあるんだということで、前提を入れさせていただきます。

続きまして、No.19からNo.29までが、全部相談支援体制についてのご意見でありましたので、ポイントをご紹介して、対応案をまとめてご説明したいと思います。

No.19からNo.21、これは副委員長のご意見です。

No.19では、千葉県条例も踏まえて、知的障害者相談員、身体障害者相談員を地域相談員としてリスト化、身近な人に相談すればいいということがわかるのではないかというご意見。

No.20は、広域専門相談員の必要性についてのご意見。

No.21は、県に対して相談となってるけど、どこに相談していいかわからないのではないかというご意見です。

No.22は高橋委員からのご意見で、アドボケーターといった地域で活動するような方

がいらっしゃると、気づいたり、権利を守れるんじゃないかということで、同じく広域専門相談員についてのご意見。あと、身体障害者相談員、知的障害者相談員、そして精神障害者に関する相談員としては、地域活動支援センターなどの精神保健福祉士などというご意見をいただきました。

No.23 は江部委員からアドボケーター的なものを、相談支援体制に組み込む必要性についてのご意見です。

No.24 は吉井委員の方から、精神障害者当事者が相談を受けるというのも、もう1つの方法ではないかということです。

No.25 は木村委員の方から障害にいろいろな特性があるので、相談を受ける体制には非常に細かく配慮していただきたい。やはり障害者が相談を受ける、相談員に入るところを、検討して欲しいというご意見です。

No.26 はNo.23 と重複になってしまいましたので、削除をお願いします。

No.27、坪谷委員から、相談について、しっかり基本を作って欲しいというご意見です。

No.28、古澤委員から、市町村の相談員が困ったときに、相談できるところ、それでも駄目な場合にあっせんとか、段階を踏むんだということが条例にあるといいんじゃないかというご意見です。

最後にNo.29、黒岩副委員長から、精神障害について身体障害者相談員みたいなものがないので、相談支援事業所の相談員のような方を指名するのもありではないかというご意見です。

非常にたくさんのご意見をいただきました。改めまして、大変ありがとうございます。それを受けまして別記の3、10 ページの下の方となります。

相談支援体制の部分については前回までの案ですとかなりシンプルにですね、相談に対応するために必要な体制の整備を図るということだけにさせていただいておりましたけれども、今ほどのようにたくさん具体的なご意見が出されましたので、意見を踏まえまして、相談支援体制の骨格について次のように規定することを検討したいと思っております。

条例の方を見ながらのほうがいいかなと思うんですが、まず第10条の第1項です。

第10条第1項では、県は県の相談機関をはじめ、県内の相談機関を周知させなければならないということで、県による相談機関の周知について、規定をしております。

第2項では、県の機関の中心的な役割を果たすもの、これセンターと言ってますけれども、いわゆるその相談支援の他、市町村等に対する専門的技術的な援助を行うという規定を入れております。

また、第11条で、地域相談員との連携ということで、地域相談員はセンターに対して相談支援対応を求めることができるという規定を入れてます。

この地域相談員は何かと言いますと、身体障害者相談員、知的障害者相談員、その他の相談員ということでピアサポーター等、運用としては想定しております。

市町村が少しこれまでもの中にもご説明申し上げたと思うんですが、身体障害者相談員とか、知的障害者相談員は、市町村が委嘱をしている相談員です。今回、差別に係る相談業務を新たに県が委託をするという形よりは、市町村との連携のもとで、県が身体障害者相談員等の相談援助活動を支援するという形が実務的で適当なんではないかというふうに考えております。

実務的には市町村に対して、これからももちろんお願いをしていく形になるわけですが、地域相談員として周知する身体障害者相談員等を照会して、相談機関とあわせて、県内にはこんな相談機関がある、相談員がいるんだよということを、周知をするということを想定をしているところでございます。

第12条、広域の専門相談員ということで、県として広域専門相談員を委嘱をして、いわゆるアドバイザーとして、センターを含む、相談機関に対し、専門的技術的な援助を行っていただくということを想定したところでです。

これらについては13ページにですね、イメージですけども横長のポンチ絵で1枚、障害者差別解消のための条例による新潟県の相談支援体制という図をつけさせていただいております。

当事者、障害者家族等については、県の方で、市町村とかも含めて、相談窓口を周知し、これはどこに相談していただいてもいいかなというふうに思っております。

相談を受けた地域の相談員を、必要により県がサポートし、また市町村も、必要により県がサポートするという体制を、こんなイメージで、この条例案を、作ったということでございます。

ただ10ページの資料にありますように、こんなふうに規定することを検討したいということであえて検討という言葉を入れさせていただいております。繰り返しになりますけれども、相談に対応するために必要な体制整備を図るというふうにした上で、このような体制はイメージとしては持っているわけですが、前回の委員会でたくさん具体的なお意見いただきましたので、条例案にこのように規定をしたいというふうに思っております。

ただ、この部分はまさに県の組織とか、予算と直結する部分でありまして、今後、委員会として固めていただいた案で、県の内部での審査等を深めていくこととなりますので、最終的に組織とか予算が固まっていく中で、障害福祉課としてはこういう体制を目指していきたいと思っておりますけれども、条例にどこまで規定できるのか、条例では少しほわっと書いた上で、こういう体制を作るのかというところについては少しまだ流動的だということは、申し訳ありませんがご了承いただければと思っております。

あと、事前に黒岩副委員長からのご意見で、センターがわかりづらいということにつきましては、先ほど見ていただいたイメージ図の通り、中央福祉相談センターに担っていただくということで想定しておりますけれども、繰り返しになります、県の行政組織をどう組むかという話になってきますので、条例では最大限ここまでというふうにしておりますし、他の県の条例でも県の機関名まで入れてるところはちょっとあまり見当たらないかなというふうに思っております。

いずれにしても、施行時には、県のセンターここですよということをしっかりとそれまでに決めてオープンにすることは、もちろんしていきたいと思っております。

あと、第11条第3号の相談を受けてる者、身体障害者相談員、知的障害者相談員の後の第3号の部分ですけど、どんな人でも該当するのかということについては、先ほどご説明した通り、実務的には、地域相談員として周知する相談員について市町村に照会をして周知をすることを想定しています。

精神障害者というワードをやっぱり規定できないのかというご指摘については、全くご指摘の通りだと思っております、事務局としても、身体・知的はありますので、精神というワードを入れられないのかなということで考えたんですけども、なかなか他の県も同様の規定ありますけれども、今回の案ぐらいの規定になっています。

ただ、何とか入れるとすれば、例えば第11条の第3号になりますけれども、第1号に身体障害者相談員、第2号に知的障害者相談員があって、第3号のところに、前2号に掲げるものの他、精神障害者を初めとした障害者というような形であれば入れることは可能かなというふうに思っておりますが、その辺またご意見をいただきたいというふうに思っております。

あと、第12条の広域専門相談員についてのご意見をいただいています。名前を公表するのかということですけども、ちょっとここは未定です。基本的にはセンターで相談を受けて、対応困難な事例について、広域専門相談員に登場いただくということを想定しております。名前をオープンにして常に相談を受けるということになると、正直申し上げて予算との兼ね合いみたいなことも出て参りますので、ちょっとそこはまだ未定です。

ただ、ご指摘の、助言だけ行って直接相談を受けたり関係調整に当たったりしないということは、そういうことは想定してませんで、アドバイザーとしての役割がメインになるとは考えてますので、資料にアドバイザーとして書かせていただいています。相談支援と、あと、相談機関に対する専門的技術的な助言を行っていただくために、知事が委嘱するものですので、当然必要に応じて、広域専門相談員の方にも直接相談に当たっていただく、関係調整に当たっていただくということは、想定をしてるというかそういうつもりで条文を作ってるということでご理解をいただければと思います。

No.30です。皆川委員から後日いただいた意見の中で、飲食店の注文等がタブレット方

式になってやはり視覚障害の方、知的障害の方にとって困難な状況ということで、飲食店業界の合理的配慮についても、どうするかを考えていくことが大切ということです。まさにその通りだと思います。タブレット端末、セルフレジの使用困難な障害者もいらっしゃいますので、そういう方については事業者による合理的配慮が必要なので、周知を図っていきたいと思っております。

ここまでは条文の内容についてでございます。

あと、Ⅱ番名称についてです。

前回一通り皆様からご意見をいただいたところで、数だけで決めるものではないと思いますが、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」というご意見が4名。

「障害のある人もない人もともに暮らす」若しくは「暮らしやすい社会づくり条例」というご意見が合わせて9名です。

今回、事前意見で黒岩副委員長からともに育つということを入れてはどうかというご意見をいただいております。改めてこれを受けて、とりあえず今日のところの事務局の案として、一番上の方にですね、「障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」ということで、案として入れております。

他県の条例を改めて見ますと、暮らしやすい社会づくりとか、暮らしやすい〇〇県というものが13都道府県ございます。

一方で、暮らす社会づくりという規定が実はなくて、市町村条例も含めてないんです。

当然、ともに暮らす社会を目指すわけですけれども、改めて考えますと、暮らす主体というのは、あくまでも県民でありますので、県が行うのはあくまでも暮らしやすい社会づくりなのではないかと、もしくはそういう考え方で、他の県も暮らしやすいということを用い、暮らす社会という言葉がないのかなというふうに事務局として考えましたので、案としてですが、暮らしやすいという言葉にさせていただいております。

続きまして8ページ、Ⅲ番のNo.1、障害の害の字のひらがな問題についてでございます。これについては県の考え方を別記の4ということで、11ページにまとめました。

障害者基本法に基づいて、平成24年に設置をされた障害者政策委員会において、法制上の障害の表記のあり方については、権利条約における新しい障害の考え方を踏まえつつ、今後、国民、特に障害当事者の意向を踏まえて検討するとされております。

この、当時の新しい障害の考え方というのは、いわゆる社会モデルと言われるもので、障害イコールバリアは、社会と心身機能の障害が相まって作り出されているものであって、社会的障壁を取り除くのは社会の責任だという考え方があります。

さらに、たびたび出ております国連の総括所見においては、障害の原因や責任はもっぱら社会の側にあるということで、障害者を人権の主体と認めて、障害者自身の権利主張を尊重するとともに、権利を保障する責任が社会にあるという人権モデルの考え方が

示されているところです。

これらの考え方を踏まえれば、障害ってというのは、もうその人自身ではなくて、社会の側にあって、障害が社会にある、障害と向き合っている人たちといえるのではないかなというふうに思っています。

ですので、今回もひらがなの害がいいんではないかというご意見はいくつか出されておりますけれども、県としては、障害が社会の側にあるという考え方を明確にしたいということ、また国における表記のあり方の検討も十数年進んでない、ということも踏まえて、現時点においては引き続き、漢字の害の表記を使用することが適当ではないかというふうに思っているところでございます。

あと、長くなりましたが、8 ページに戻っていただきまして、ⅢのNo.2 です。わかりやすい版、用語の解説ということであります。これはご指摘の通り、わかりやすい版、その他の方法で、条例の内容が理解していただけるように作業を進めていきたいと思っております。

No.3 について、タウンミーティングの手話通訳派遣についての目黒委員からのご意見です。これはまた後でタウンミーティングについてはご説明いたしますが、意見の通り対応したいと思っております。

最後に資料4ということで、横長の表のような図をつけております。今後条例策定作業を進めていく中で、さらにわかりやすい版、解説版みたいなものはもちろん作って参りますけど、現在のところでの条例案の骨子、こんな組み立てになってますということの整理、あと若干のキーワード説明を入れた表となっておりますので、ご参考にいただければと思いますし、タウンミーティングでも、この資料を用いてご説明をしていきたいと思っております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

〔丸田委員長〕

ありがとうございました。丁寧に説明いただきました。

ではこれから、委員の皆様からご意見をいただいて参りたいと思います。私の方で、今課長から説明いただいた内容とそれらの意見を述べられた委員の方々を一人一人と突き合わせながら、進行して参るつもりはありませんので、それぞれ委員の立場からは、改めてご意見がありましたら、お聞かせをいただきたいと思っております。

〔坪谷委員〕

相談支援、体制についてですけれども、事務局にとって、身体、知的障害、それからその他の相談にということで、大分苦慮したと思うんですけれども、精神障害者の家族とい

うのは、相談する場所がないんですよ。これは、こういうふうを書くしかないかもしれないけども、結局マンパワーが足りないんですよ。これだったら、結局何かまた、最後まで取り残されている感じがしてねえ。せっかく条例作るんだから、何かもう少し表現がないか。

〔丸田委員長〕

先ほど説明の中で、課長の方からも、そこら辺の書きぶりについてはこんなふうな書き方もあるんじゃないかというふうな提案もありましたので、そのことについてはいかがですか。

〔島田課長〕

地域相談員との連携の第1号、身体障害者相談員これ基本的には当事者の方が相談に応じる、第2号の知的障害者またはそのご家族の方が相談に応じるのが知的障害者相談員、で、ご承知のように、精神障害については法令上そういう当事者相談員、ご家族の相談員という規定がありませんので、第3号のところに、身体知的の相談員の他に、障害者及びその家族等であって、熱意ある方ということで、案としては入れております。

ただ、精神障害という言葉は確かにないので、ここに精神障害者を初めとした障害者及びその他家族のものということで、入れるのも可能かなということで、ご説明させていただいたところですけど、ただ、今のご意見は、どう規定したとしてもなかなかそういうふうにご家族の思いを受けてくださるところがないのではないかというご指摘かと思えます。

〔坪谷委員〕

結局何かこう、わかってるんですけどね、みんなこう引きこもりになってしまうんですよ。で、やっぱりちょっと文言として入れてくれた方が、良いと思うんです。福祉関係の人でも、結構精神の当事者の相談というのは、なかなかハードだとは思いますが。結局いつまでも前進が見えないところがありまして、家族の考えとして、申し上げました。

〔丸田委員長〕

当事者からのご意見でありますので、受けとめていただいて条例の中でどこまで反映できるか。

〔島田課長〕

条例の中で、精神というワードがないというところは、黒岩副委員長からもご指摘いただいたので、少しそこをどういうふうに規定できるのか。先ほど申し上げましたけれども、入れたいと思いますし、あと、実際にその精神障害をお持ちの方もそのご家族の方の相談だと今は家族会の皆さんとかが、ボランティアでというか仲間で受けておられるところだと思いますけど、そうした思いを受けとめる体制をどう作っていくかということについては、これはまた条例とは関係するんですけども、大事な部分かと思しますので、ご意見聞きながら、体制を整えていければなと思います。

〔坪谷委員〕

わかりました。

〔丸田委員長〕

相談体制については自立支援協議会で、常に課題になってるところでありますので、条例が制定された後では、具体的な取組をどう推進していくかということについては、県の自立支援協議会の中で、体制整備として議論していくことになろうかと思しますので、どうぞよろしく願いいたします。

〔黒岩副委員長〕

11条の第3号、もう一度説明をお願いします。

〔島田課長〕

11条の第3号、ここは実務的には市町村等と連携してということかなと思ってます。

どの方を地域相談員として、県として委嘱するという考え方はとりませんが、各地で相談を受けてらっしゃる方、もしかすると民生委員さんのような方は、もしかすると入るかもしれませんが、市町村が、障害者差別の相談員として受けていただいて適当だと思われる方を、県の方にリストとして挙げていただいて、それを地域相談員というくくりで、周知していくというような実務でどうかなというふうに思っておりますので、誰でもそうだということではありません。

ただ、逆に相談を受けている方から、県のセンターが相談を受ければ、それは当然センターの業務として、相談員なり、例えばご家族、先ほどの家族会の方で相談を受けている場合にどうすればいいかみたいなことについては、相談としてセンターの方でも支援したいと思いますが、この地域相談員というくくりでは、そういう手続きを踏んでどうかと、思っておりますがいかがでしょうか。

〔黒岩副委員長〕

リストとかそういうところに書かれてないってことですね。市町村から上げてもらうとか。

〔島田課長〕

そこは運用の話ですね。

〔黒岩副委員長〕

わかりました。センターっていうのがわかりにくって私が言ったのは、他の条例であると思うんですけど、例えば差別解消支援センターっていうのを作って、それを略してセンターとか言ったらわかるんですけど、何かただセンターっていうだけを指すのかっていうのがわかりにくいと思って。

今の話だと一応書いていないけれども、センターというのは、中央福祉相談センターということなんですね。

〔島田課長〕

そこにその機能を担っていただいてはどうかというふうに思っております。

〔黒岩副委員長〕

そこに、いっそ差別解消支援センターみたいな名前をつけたらどうなのかなと思うんですけど。差別解消法上、そうじゃないんですよ。虐待防止法だと、虐待防止支援センターのようなものが…。

〔島田課長〕

県の機関なり組織をして、権利擁護センターの機能を果たすようにするという規定が虐待防止法の中にあります。

〔黒岩副委員長〕

市町村は虐待防止センターで、県は権利擁護センターがあり、実際のところ障害福祉課にそのまま出てくるような形で良いと思うんですけど。なんかそういう名称があると、一気にわかりやすくなる。「ここに相談すればいいんだ」というイメージがすごくできる。センターっていうのは何か、どこなんだろうってやっぱり思ってしまって、名前だけでも差別解消支援センターみたいな、直ちに特別に予算作るとかはなくてもいいと思うんですけど、名前を作っているんじゃないかなっていうのが1つ。

あと、広域専門相談員は何人置く予定ですか？

〔島田課長〕

センターについては、作っていく中でそういう考えもあったんですけども、固有名詞っぽくなってしまおうということで、あえてぼんやりとセンターとさせていただきます。ただ、今、第10条の第2項にあります中心的な役割を果たすものを以下センターと言ってますけど、これを障害者差別解消センターとか、或いは何々に関するセンターとか権利擁護センターというのと、一緒でもいいような気もする、それはあると思います。例えば権利擁護センターでもいいんじゃないかと。今年度から権利擁護センターとなりましたので、そこと一緒にやるようなことを意識した規定ぶりの方が、新たな差別解消センターというよりは、わかりがいいかなというふうに思いますので、そこは先ほども申しあげましたように、行政組織規則との関係とかもありますので、どこまで規定できるかですけど、趣旨は十分踏まえた上で、少しわかりやすいものをおと考えております。

あと、広域専門相談員につきましては、これはもっぱら予算との兼ね合い等もございますので、1人2人とは思っておりませんが、それぞれ各分野の、それこそ弁護士の先生とか、社会福祉士、精神保健福祉士とかが考えられるのではないかなと思っておりますけれども、複数の方には、お願いをできればなと思っておりますが、まだ人数的なものまでは固めておりません。他県では、弁護士というのもあります。やっぱりそこも研究しなきゃ駄目だと思っております。

〔小林委員〕

新潟市の小林です。

これまでの続きになるんですが、体制の部分なんですけど、事前にちょっと確認させていただいて感じたところなんですけど、島田課長の説明からも、組織ですとか予算の兼ね合いという言葉があったわけですが、そもそも、県の相談窓口が、具体的にどこになるんだろうというのが、この体制図だと、相談がすべて市町村の相談窓口に行くイメージがありますから、これからミーティングとかされるといことですので、せめてこの図で、当然県もまず相談を受けるんだよってということがわかるようにしたらいかかというのが1点。

あと、地域相談員の部分になるんですが、今いろいろ書きぶりの話もあったんですけども、結局この地域相談員っていうのは市町村の方で、しかも、県から委託っていう形はとらないということなので、そうであれば、この条文自体がいらなくなるかなという気もしたんですけども、ただ条文として書くようであれば、この地域相談員っていうのが市町村の方だということが、わかる形で書いたらいかかかなと思います。第10

条第2項で、結局市町村への技術的援助をするっていう後に、この地域相談員っていうのが出てくるんで、市の人だっていうのが多分、ここにいる方々は、今わかっているんですけども、初めて情報に触れる人って多分わからないんじゃないかなっていうふうに思いました。

あと、これも細かな部分なんですけど、第10条の規定振りについて、今後検討していただければいいんですけども、まず第1項で相談支援を「前条第1項及び第2項に係る事務」というふうにしてますが、第1項は不要ではないか、というのが1つ。

あと、中段の「県内の障害を理由とする差別に関する相談」で「県内の」の位置なんですけれども、私はこれ最初に読んだときに、「県内の」っていうのは「差別」に繋がるっていうふうに読んだんですけども、これはおそらく「県内の機関」っていうことになろうかと思しますので、「差別に関する相談に応ずる県内の機関を」とするべきかなっていうのが1点。

あと最後に、「周知させなければならない」という言い方になってるんですが、主語が県ですので、「周知するものとする」とか、そういう表現でいいのかなど。義務付けっていうような表現になってるんで、今後検討の方をお願いしたいと思います。

〔丸田委員長〕

大変大事なところをご指摘いただきました。

今日ここでコメントがあればお願いします。

〔島田課長〕

大変ありがとうございます。ご助言いただきまして、おっしゃる通りかなというふうに思しますので、また内部で修正を検討したいと思います。

「周知させなければならない」というところも、実は議論したんですけど、他の法令を見ますと、県民がみんなわかるようにさせなければならないって、結構法令でも出てくるものですから、県としての意気込みを示す意味で、させなければならないというふうにはしたところですけども、そこも含めましてですね、また内部で検討させていただきたいと思います。

あと、相談体制、どこで相談を受けるのかということですが、この図、確かに全部市町村の相談窓口に向かっているようなイメージにとられるかなとも思いますが、やり方としては、県のどこに相談をしていただいてもいいと思ってますので、市町村の窓口もそうですし、県であれば、健康福祉環境部もそうですし、更生相談所もそうですし、精神保健福祉センターや、はまぐみもそうですので、どこで相談受けてもいいというふうなイメージで、作ったつもりですので、もう少し伝わりやすいように、図のほうは修正

して参りたいと思います。

あと、地域相談員の規定ぶりについてもご指摘ありがとうございます。ご指摘を踏まえて、また規定ぶりを検討したいと思います。

〔丸田委員長〕

ここだけを読めば、なかなかわかりにくくなっていくところだと思いますので、ぜひ検討いただければと思います。

〔古澤委員〕

黒岩先生も言われた通り、センターってあるのが、結構体制の中で、基幹相談支援センターとか、センターって名前がいっぱいあって、分かりづらいので、差別解消センターとか、権利擁護センターという名前があったほうがいいなと思ったのが1つ。

あと、県の方で、中央福祉相談センター、精神保健福祉センター、はまぐみ小児療育センターと3つあるのは、三障害プラスαがみんな網羅されていて、この体制はいいなと思ったのがあります。

ただ、図として、広域専門相談員がその上にあるのは、分かりづらい。もっと地域相談員に近い方であって欲しいなということで、この3センターよりも下にあった方がいいなと思ったんです。というのは、おそらくあり得る想定としては、例えば南魚沼に住んでいた人が長岡市で差別にあった場合、ひょっとしたら、本人が住んでる南魚沼の方で相談してくださいと言われるかもしれないし、一方で、いや事業所がある長岡市の方で相談に行ってくださいって言われるかもしれない。そういったときに、すぐ対応できる広域専門相談員であって欲しいなと思うんです。

その際、広域専門相談員を、やっぱり県レベルでおいた方がいいのか、各地域振興局健康福祉環境部レベルであった方がいいのか、イメージが湧かないんですけど。そういう市町村を跨いだ事例で、すぐ対応できる位置に広域専門相談員があって欲しいなと思っています。

あと、当初、1回目か2回目の会議の時に、タウンミーティングはあるんですけども、当事者団体の方にもぜひ見てもらいたいという意見もあったと思うんですが、その辺って今どうなってんのかもちょっとうかがわせてもらってよろしいですか。

〔丸田委員長〕

最初の1点目は先ほど、意見いただいたことで調整がついてるかと思いますので、2点目は体制図の見方なんですけど、広域専門相談員をどこに委嘱をするかっていうことと関係があるんだろうと思いますので、その点も含めてもう一度説明をお願いします。

〔島田課長〕

広域専門相談員の部分について、お答えしたいと思います。

ここは何人の方にお願ひできることになるかというところも、関係してくるといふふうに思っていることが1つと、あと、今の想定では、県のセンターでまず一義的な専門的部分についてはお受けをし、そこで、対応が難しい部分について、より専門の皆様のご意見をいただきたいというふうなことで思っているものですから、より地域寄りにといいよりはより専門寄りにといいことで、上の方に、置かせていただいているということでございます。ですので、何を受けるかというところにもよりますけれども、各地に広域専門相談員を、県内各地域にお願ひする、地域に置くということは今のところ想定していないということです。

〔事務局〕

今ほどご質問いただいた関係者への照会の件ですけど、後程また、資料5の方で説明するつもりであります。この検討委員会が終わった後に、タウンミーティングと同じぐらいの時期に、障害者団体等の関係者に、意見照会をするつもりであります。併せて、市町村の障害福祉担当課にも照会して、広く、意見を聞く予定にしております。

〔古澤委員〕

体制的にも、地域相談員とあっせんの間に入る広域専門相談員は、立ち位置がすごい重要だと思うので、気になっております。よろしくお願ひします。

〔黒岩副委員長〕

今、古澤委員からも質問ありましたが、障害者団体等への意見照会、どういう形で行うのでしょうか。

〔事務局〕

意見照会は、文書で送付させていただいて、ご意見を聞く予定です。

〔黒岩副委員長〕

ぜひ対面で意見を聞いていただければと思うんです。あと、タウンミーティングへのご案内なんかを障害者団体になさったりしますか。

〔事務局〕

はい、案内しました。

〔黒岩副委員長〕

やっぱり、条例を使ってもらうには、なんと言っても、県内の障害者団体がみんなこの条例ができたことを知ってるっていう状態が必要だと思いますので、ぜひ対面で県内の、できるだけ多くの障害当事者や家族の皆さんから意見を聞いていただければなと思います。よろしくお願いします。

あと、第6条の2項で環境の整備って単に書かれても、ちょっとわかりにくいかもしれなくて、法律上は例示がありましたよね。あれを入れていただいてもいいのかなと思いました。設備を整えたり研修をしたりっていうことが書いてあると思いますので。

〔島田課長〕

そういう規定があることは承知で、あえて丸めて環境の整備とさせていただいたんですが、その方向性だと思います。

〔丸田委員長〕

ご検討いただければと思います。

他にいかがでしょうか。

名称のところについても意見があればお聞かせいただきたいと思います。と言いますのは、タウンミーティングを行うときは、案であったとしても、条例の名称案を持って開催することになりますので。先ほどの課長の説明で十分私は理解できましたけれども。

〔黒岩副委員長〕

私は、条例の名称に「育ち」を入れていただきたいなと思っていて、他県で同じような名前がたくさんあるので、差別化を図って、新潟県らしく、他とはちょっと違う名前になったらなと思います。

〔島田課長〕

育ちが入ると、少し、子供に寄るというか、教育に寄るというか、そういうふうを感じるかなあというふうには思います。

条例の中では、育ちという部分はかなり入れ込ませさせていただきましたけど、名称は、このままにさせていただければなと事務局としては思っております。

〔丸田委員長〕

育ちというのは、いわゆる年齢とか世代を超えて、性別を超えて、例えば私が 70 代の県民の 1 人であっても、条例の趣旨を踏まえて、みずからが自己研鑽をして育っていくというふうな意味合いも含まれているってことでしょうか。

〔黒岩副委員長〕

そうですね。

〔丸田委員長〕

なるほど。では、委員の方々いかがでしょうか。ご意見がありましたらお聞かせください。今日概ね了承を取り付けたというふうに思っておりますので、名称のところで立ち止まってしまいますと、なかなかタウンミーティングでは、たどり着けなくなってしまうので、どなたかご意見があればお願いいたします。

〔小林委員〕

あくまで個人的な意見になりますけど、私はNo.1の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」がいいかなって言うので票を入れたと思うんですけども、新潟市も、「障害のある人もない人も」から始まる条例なんですけど、なかなか覚えられないという部分もあるので、字数という意味でも、「共に暮らしやすい社会づくり条例」が妥当かなという感じですか。あくまで字数の問題ですけども。

〔丸田委員長〕

今日で確定ではありませんので、タウンミーティングにおいて県民の方々にこの名称含めて、いかがかということで、これから広く意見を聞いて参りますので、タウンミーティングに向けては、いったん県の方からお示しをいただいた条例案の名称でというようなことでどうでしょうか。

〔黒岩副委員長〕

はい。

〔丸田委員長〕

ありがとうございます。では、他にいかがでしょうか。

あと、障害の表記なんですけど、表記については、課長の説明で十分理解しました。障害っていうのは、社会の側にあるということで、本文の中で、障害という漢字の表記でよろしいかどうかという点についていかがでしょうか。

〔佐藤隆之委員〕

タウンミーティングの話をしてたと思うんですけど、やっぱり、自分たちの障害を知ってもらうためにやはり必要なことだとは思っています。

あと、もう1つなんですけど、前回、意見させてもらい、条例に追記をしてもらいましたが、自分たちにとっては、1人でも多く、職場環境がよくなることになってほしいなと思っています。

あと、もう1つ、前回も話させてもらったんですけど、会社側だけではなくて、就労支援の方で、自分もそうなんですけど、本人からはなかなか意見が言えなかったりするので、会社に入る前も、入った後でも、よりよい就労支援をしていただけるといいかなって思っています。聞いた話なんですけど、やっぱそういうことがうまくいかなくて、悩んでる方がいるということなので、そういう就労支援とかも、細かく対応して欲しいなと思っています。

〔高橋委員〕

障害の害の文字についてなんですけれども、いろんな制度のところでは漢字になっていて、それ以外のところではひらがなになっていたり、いろいろあるんですけども、私当事者としては、正直どちらでもいい。

今回の条例という意味では、制度に近い方なので場合は、漢字でいいのかなと個人的には思っています。

〔坪谷委員〕

家族会としては、当事者はあくまで当事者であって、新潟市はひらがなを使っていますが、内容は同じなので。

〔皆川委員〕

私たちの中では、だいたい法律に関する場合は、漢字の害を使います。

あとは、全てひらがなのがいいにしようということで、全て広報誌とかはひらがな、を使っているんですけど、条例は、先ほどのご意見があったように、割と法律に近いので、育成会代表で来てるので、個人的っていうことは何ですが、漢字でも大丈夫かなっていうふうに思います。条例の場合は漢字でも、そんなに違和感もなく、受け入れてもらえると思います。

〔佐藤郁美委員〕

以前のこの会議の中でも、私は、意見としてこの障害の害はひらがなにしたいという意見を言ったんですけども、今回、資料を読ませていただいて、漢字の方が受け入れていただけるということであれば、漢字のままでいいと思います。

〔木村委員〕

ご説明いただいたことで納得いたしましたので障害の害は、漢字で結構だと思います。個人的な意見なんですけど、私は、健常者っていう言葉の方に違和感を持ちます。

あと、先ほどの「育ち」を入れるか入れないかっていうところで、先ほど、意見が言えなかったんですけど、私はこの育ちっていうのが入ると、これは障害者差別を解消する条例なので、暮らしやすいついていうところが、すごく入りやすいと思いますし、その前に育ちがつくと、障害を持って人としては、何かそこに障害者に対して努力をなさいつて言われるようなイメージが感じられまして、私は、育つはいらなかなと個人的には思いました。

〔古澤委員〕

県の説明で、障害っていうのが社会の側にある、というのはなるほどと思うところもあったんですけども、やっぱりこの害の漢字を気にされる方が、相当数いらっしやるというところを考えると、この障害はひらがなの方が、法律的にも合理的配慮なのかなというふうに単純に思っています。

〔小柳委員〕

相談支援体制のこの図なんですけども、事務局の方が相当悩まれて書かれて、タウンミーティングでも、文言よりも図の方に結構注目がいくのではないかと。一瞬でわかるものですから、質問が多くあるんじゃないかなと思って、私もじっと見たんですけども、実際、障害者もしくは家族の方が相談する際に、どこに行くかというのを、まず、県が県内の相談窓口を周知すると言ったんですけども、これまず具体的な方法は、何を想定していらっしやるのかなあというのが1つ。

それから、相談の矢印が、市町村の相談窓口となっていますんで、実際に障害者個人の方を見ますと、意外と、相談員の個人的なサポートのもとに相談に入ることがとても多いように臨床の現場で感じたものですから、ここ、かなり悩まれて書かれたように思うんですが、少し整理をすることが必要なかなというふうに感じました。

〔畑委員〕

先ほどの害の字の件について考えていたんですが、先ほどの表記の考え方の部分につ

いて、資料を読んでその通りだなと思ったのと、あと、また丸田委員長が仰ったように、障害者の方に関わる障害もありますので、それについては、ひらがな表記が良いのではないかなと思います。どうしても、いろんな方に目が触れるものですので、説明で納得いただけない方もいらっしゃると思うんで、そこについては、ある程度の基準のもとでこういうふうにしてますと、ご説明ができる状況にしておいた方が、それこそ合理的配慮になるんじゃないかなというものですので、そのような意見と考えておりました。

〔高城委員〕

障害の害の字につきましては、事務局側の説明がたいへん分かりやすく、資料でもよく分かったので、特段意見はございません。

〔芝元委員〕

先ほどから議論されている、障害の字につきましては、事務局案でよろしいのではないかなというふうに思っております。

あと、先ほどタウンミーティングですとか、障害者団体等への意見照会というお話がございましたけども、こういった資料を初見の状態で見ても、やはりなかなか説明がないまま読んで、意見くださいと言われても、なかなか難しいのかなと思われましたので、できるだけ対面での説明の機会、意見聴取の機会を増やしていただければというふうに思いました。

〔小林委員〕

障害の文字については、いろいろ意見を伺いまして、方向性を含めて、説明通りの内容でこれから進めていただければいいのかなと思います。細かい調整とか、今日確認できたと思います。

〔黒岩副委員長〕

私は害の表記は本当にこだわりがなく、当事者の意見が一番だと思っております。

全体につきましても、十分意見を出しているんで、他の委員の皆さんがご意見あれば、ぜひ、いただきたいなというふうに思っています。

あと、皆さん仰っている通り、相談支援体制の図が、やっぱりわかりにくくて、私も一生懸命、条例案を読んだりこれを見たりしたんですけど、センターが3つあるんで、条例のセンターはこの3つのことを言ってるのかと思ってましたし、広域専門相談員も後方支援しかしないんだと、この図を見て思いましたので、もうちょっとわかりやすい図にいただければなと思います。

〔坪谷委員〕

よく、障害者または家族が相談の窓口に行くんですけど、あんまりありすぎて、結局たらい回しになるような感じで、まず最初の窓口を決めてという方がわかりやすいような感じがしますけども。何か、距離が遠くなると、なかなか相談にのってくれないところもありますし。いっぱいあると、かえってやりづらいというか、昔の役場の窓口に行くと保健師さんが聞くというような形がどうかと。相談窓口、いっぱいありすぎて。

〔丸田委員長〕

このフロー図は、ミーティングで使う予定でしたか。

〔島田課長〕

使おうと思っておりましたが、わかりやすく作ったつもりですけど伝わらないことがわかりましたので、修正が必要かなと思ってます。今ほどの坪谷委員のご意見も、またまさにそうだなと、県としてはどこに相談いただいても、最終的には県のセンターのところでワンストップではないですけれども、最後の砦となるようなことで、考えておりましたけれども、逆に、いろいろあるとわかりづらいというご意見があること。

どこで最初に受けていただくのがいいのかというのは、まず一番身近なところで相談展開をしていらっしゃる市町村でというふうには、県としては思っておりますけれども。その辺はまたご意見いただければと思います。

〔丸田委員長〕

こどもの権利の場合は、新潟市が先行して、こどもの権利相談室を、まずワンストップの総合相談の相談機能を位置づけたんですよね。そこから相談の内容によってプロセスが生まれていくというふうな仕組みを、今回新潟市が整えていただいたんですが、それはあくまでも、こどもの権利に関する窓口ですので、この障害のある方々の権利に関する、差別に関する窓口を、どうするかということは、改めてご意見がありました。

〔黒岩副委員長〕

やっぱり、障害者差別解消支援センターをワンストップで設けるのが、一番だと思います。

〔島田課長〕

県のセンターも、もちろんそういうところを受けとめるところではありたいと思って

おりますけれども、各地で展開されている相談の中に、差別の問題というのものもあるわけなので、それを全部こちらへということでもいいのか、というのは、意見交換させていただければなと思います。

〔黒岩副委員長〕

そこが全部処理するという意味ではなくて、直ちに地域におろして、動いてもらうっていいと思うんですよ。それは、たらい回しじゃなくて、きちんとつなぐ、ということ。ワンストップってそういう役割だと思うので、そこは全部変えるという意味ではないですが、まず、どこに相談していいかわからないときにわかりやすいものを提示するという意味で、ワンストップは非常に有効だと思います。

〔小林委員〕

そうですね、結局、市町村がまず受けるケースも当然想定しているわけで、それを県の相談窓口も含めて周知をするってということになるのかなと思いますので、どこでも受けるっていうよりも、やっぱり市町村ごとに事情も当然いろいろあると思いますので、そこはよく、各市町村と調整して、それをホームページとか、いろんな媒体で確認できるようにしておいて、実際相談したい人はそれを見て、じゃあここに行けばいいんだっていうふうに、わかる形で示すというやり方になるのかなと思いました。

そこで、そのセンターというのは、また一段、上の役割になるんでしょうから、また当然、最初からセンターに行くケースもひょっとしたらあるかもしれないってことだとは思いますが。

ただベースとなる部分は、市町村なり、県の相談窓口ってどこになるんですかっていうものをしっかり固めて、それを、広く周知するってことになるのかなとは、ずっとそう思ってたんですけども。

〔丸田委員長〕

私も比較的同じイメージで、市町村には基幹相談支援センターがありますので、当然そこがワンストップの窓口でもあり、なおかつ県のレベルでもワンストップの総合相談窓口があるというふうな、イメージでとらえていたんですが。

〔島田課長〕

今ほどお話を聞きながら思ったのが、新潟市も三条市も条例があり、このあと自治体が条例を作ったときに、それは、それぞれでまた、相談窓口がしっかり設けられてるとなったときに、全部県がワンストップでという、もちろんそういう機能を果たしますけ

ど、そうすると、結局今度どちらでもどうぞというふうな話になり、わかりにくさに繋がるというようなこともあると思いますので、まずその辺の周知の仕方については、条例とは別の、今後の、先ほど小柳委員の方からどういうふうに周知をするのかというご質問をいただきましたけれども、周知の仕方については、またご意見を伺いながら、自立支援協議会もごさいますし、ご意見を伺いながら、より良い周知のあり方とか、市町村との連携のあり方についても検討させていただければなというふうに思います。一発で、こういう周知がいいとか役割分担がいいというのは、なかなか難しいように感じたところです。

〔丸田委員長〕

そうすると、先ほど問題提起された体制図についても、修正があるんでしょうけども、基本的には図でもってタウンミーティングで説明をして、わかりにくさを含め、このように改善したらいいんじゃないかという意見もそこでいただくようなストーリーになりますでしょうか。

〔島田課長〕

最初、どこに相談してもいいという意図で図を作ったつもりではありますけれども、どうもそれはちょっと伝わりづらかったようであります。どこに相談してもいいというのはわかりづらいというご意見をいただきましたので、この図は用いずに、条例の全体像みたいなところを、ご説明した方が、伝わるのかなというふうにも思いました。結論ではありませんのでちょっとまた意見交換させていただければと。

〔黒岩副委員長〕

この図を作り直すことは難しいですか。紛争解決のプロセスについては、大体どこでも図示しているので、あった方が良くと思います。

〔島田課長〕

機関名が入ってることでわかりづらくなってますでしょうか。いろんな機関があり、こういう関係性にありますよっていうことを示したかった図ですので、相談を受けて、こうやってあっせんに至りますよということであれば、もっとシンプルな図にできるかなと思います。

〔黒岩副委員長〕

やっぱりどこに相談に行けばいいのかとか、わかる図にした方がわかりやすいのかな

と思うんですけど。

あと、条例案の中身、さっきも話題に出たと思うんですけど、第10条第1項なんですけど、相談支援についての窓口となる機関をはじめ、県内の機関を周知するというの、県と市町村の機関どちらも周知するということがよいですか。市町村の窓口も併せて県内のリストを作るといった感じで。

〔島田課長〕

はいそうです。

〔黒岩副委員長〕

わかりました。よろしくお願いします。

〔島田課長〕

いろんな相談窓口があってよくて、それぞれで差別に関する相談を受けていただき、最終的に対応が困る部分については、県のセンターでバックアップする、という思いで作っていたものですから、先ほど、いろいろあってわかりづらいという逆のご指摘をいただいたので、どう受けとめればいいのかというふうに思っているところですので、この、第10条のご指摘があった部分は、今先生おっしゃったような趣旨で作った条文であります。

〔皆川委員〕

若い世代の保護者だったらわかるかもしれないんですけど、私も障害を持っている子どもの親ですので、もっとシンプルに、保護者でも、こんなにいろんな相談機関があるんだということを知らない保護者の方がいる。

例えば、地域に相談支援事業所ありますが、加茂だと相談支援事業所しかない。基幹相談支援センターって、本当は作らなきゃいけないけど、加茂みたいな状況だと、もう使わないし、こんなにいろんなセンターの名前が出てくると混乱する。

端的に言うと、市町村に行けばいいんだとか、もっとシンプルな方がいいのかなってというのは感じています。いろんな機関の名前があって、当事者の親として、たくさん窓口があるってことはありがたいし、それを説明していただくのはいいんですけど、少し難しいという感じなんです。

〔高橋委員〕

今ほどご意見があったシンプルにというのは、すごくわかりやすく、実際こういう

場に出てる人とか、当事者の方で相談支援センターとかをご存じの方はわかると思うんですけども、当事者であって、ただ相談をしたいという場合に、この図は確かに大事なんですが、電話番号が書いてあるとか連絡先だけ書いてある、多分ここまでの情報は当事者にとってはいらぬのかなど。その地域の、例えば、相談支援員、民生委員、区長とか、身近な人に相談しやすい、相談の窓口が確かにあって、相談しやすい窓口というのは、大事なのかなど思っています。ただ、その民生委員の方にお問い合わせにはいかなぬのかもしれませんが。いかに周知するかが大事だと思います。

〔黒岩副委員長〕

県内の相談窓口のリストってすでに県のホームページにありますか。

〔島田課長〕

はい。市町村の窓口と県の窓口を一覧にして、お示ししております。

イメージとしては、それに加えて条例施行後に地域相談員ということで、市町村から挙げていただいた相談員さんたちも周知をするというふうに思っておりました。お名前を載せるかまではわかりませんが。

〔黒岩副委員長〕

窓口は、タウンミーティングでお知らせすると良いですね。

〔島田課長〕

はい。

〔丸田委員長〕

今までいただいた意見を踏まえて、プロセスとしては、委員長である私と県の方に引き取らせていただいて、この取扱いをどうするかということと、それから図を用いるのであれば、どう修正してタウンミーティングで県民の方々から意見をいただくかというあたりについて、事務局と私の方へ一任いただけますでしょうか。そして、タウンミーティングの前までの間に、取扱いと具体の案を委員の方々にお示しをするということで、ご了承いただけることでいかがでしょうか。

(委員了承)

ありがとうございます。そのように取り扱いさせていただきます。

時間の関係もありますので、今日説明をいただいた条例案については、概ね了承するというご承りいただけますでしょうか。

(委員了承)

では、ご承りいただきましたので、この案に必要な修正を加えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

(3) 今後の取組について

[事務局]

続きまして、今後の取組について、説明いたします。資料5をご覧ください。

今後の取組についてということで書いていますが、本日、第4回の検討委員会ということで条例案を協議いただいているところです。

8月中旬以降、市町村及び障害者団体等に、関係者への意見照会をします。併せて、後程また説明しますが、タウンミーティングを開催し、県民の皆様からご意見をいただきたいと考えております。

9月に入って、施策推進協議会、自立支援協議会、自立支援協議会権利擁護部会ということで、この協議会等の中で、条例案を説明していきたいと考えております。

10月に入りましたら、パブリックコメントを行いまして、パブリックコメントのご意見を踏まえた形で、第5回の検討委員会を開催し、条例案について委員会としてのご承認をいただいた後、12月に条例案の提出ということで予定をしております。

令和7年4月1日、条例施行予定ということで、考えております。

なお、タウンミーティングについてですが、目的といたしまして、県民の皆様から幅広く意見を聞きながら、条例制定を検討するために開催するものであります。

開催エリアにつきましては、障害保健福祉圏域毎ということで、7圏域で開催をし、身近な場所で聞いていただけるよう、ご参加いただけるような形をとらせていただきたいと考えております。

日時及び会場につきましては、7エリアということで、8月18日の日曜日、県庁での開催を皮切りに、8月の20日が新発田、22日が南魚沼、26日が上越、27日が長岡、29日が佐渡、30日、最後となりますが、県央の三条ということで開催して参ります。

内容につきましては、条例案を事務局から説明し、県民の皆様からご意見をお聞きするというご承りということで、手話及び要約筆記対応といたします。

なお、お昼以降の時間に集中してるところもありますので、なかなか日中にご参加いただけない場合もあると思っておりますので、日中参加できない方向けにですね、Y o u T u

b eで後日配信をして、ご意見を伺いたいというふうに考えております。

その他ということで、県ホームページでの公表、地域振興局や市町村でのチラシ配布等により参加を呼びかけて参ります。

昨日、ホームページに公表、地域振興局・市町村・障害福祉施設や関係団体等に周知をして参りましたので、幅広く参加いただきたいと思ひます。委員の皆様におかれましても、お時間等ありましたら、ぜひお近くの会場に、足を運んでいただければと思ひます。

なお、お手元にですね、報道発表とチラシを配布しておりますので、ご参考いただければと思ひます。いろいろな形で申し込んでいただけるように、簡単に申込みが可能な県庁の電子申請システムや、メール、ファックス、電話、どれでも受け付けるように配慮したつもりですので、皆さん、お近くの皆様を含めて、ぜひ足を運んでいただければと思ひております。

〔木村委員〕

タウンミーティングはなるべく視覚障害者の皆さんにも参加していただくように、私達も周知するようにしたいと思ひています。

視覚障害者は移動が困難なので、今回Y o u T u b e配信ということでもありがたいと思ひます。会場にもし視覚障害者が行きましたときは、誘導などのご配慮をいただければと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

〔黒岩副委員長〕

視覚障害のある方への情報保障としてご要望はございませんか。

〔木村委員〕

視覚障害者の情報保障だと、点字を読める方が少ないので、やはり音声で聞く方法が大事だと思うので、準備していただければと思ひます。メールとかで配信していただければ、音声で皆さん読めると思うので。なお、今回の資料、P D Fはとてもよく読めました。

〔黒岩副委員長〕

この組織図みたいなのは読めませんよね。

〔木村委員〕

図になると無理ですけども、文章のものは全部読むことができたので。文章化して

いただければいいんですけれども。

〔黒岩副委員長〕

ぜひお願いしたいと思います。

〔丸田委員長〕

私であれば、社会福祉法人の職員ですから、知的障害者の保護者の方、或いは当事者の方に呼びかけて、1人でも多くの方が参加をできるように、委員として、そのような役割を担いたいと思っておりますので、皆さんどうぞよろしく願いをいたします。

〔高城委員〕

Y o u T u b e で配信ということですが、資料はどこかでダウンロードできるようなこととなるのでしょうか。

あと、動画を見て意見を言いたい場合に、どのように意見を言うのかところ、何か考えれば、お願いします。

〔事務局〕

ダウンロードについては、そのように対応したいと思います。

意見の方についても、Y o u T u b e で配信をしたときに、最後になるのか冒頭なのかというところではありますが、ご意見がある場合はここをお願いしますということで、明記したいと思います。

〔畑委員〕

参加いただくことが大事だと思うので、周知の部分で課題になってくると思うんですが、今の時代、例えばSNSとかそういったことを広く周知するみたいなのっていうのは、方法としては検討なさっているかどうかという点と、当協会もフェイスブックとかで情報を発信しているんですけども、各所属でもSNSがあれば、こういうものが開催されますよ、みたいなことを周知したほうがいいのかっていうところも含めて、ご意見いただければと思いますがい

〔事務局〕

ご意見いただいたとおり、SNSでの発信、非常に大事だと思っております。ですので、昨日報道発表した際に、県の広報広聴課のXで、ポストしています。皆さんにおかれましては、お持ちのSNS、団体の公式SNS等あれば、ぜひそれをリポストしてい

ただいて、関係者の皆さんに広く周知していただければありがたいです。

当方としては、まず、報道発表したのと、あと障害福祉関係の1,000近くの事業者に対しても情報提供しています。その他、関係団体にも送っておりますので、できる限り周知しているつもりですが、我々だけでやることには限界もありますので、皆さんのチャンネルあれば、そちらの方もぜひご協力いただきたいと思います。

〔畑委員〕

何か文言とか、これを使って欲しいとかっていうものがもしあるようであれば、お示しいただければ、こちらでもできるかと思います。よろしく願いいたします。

〔事務局〕

後程、簡単なテンプレートのような依頼文を送らせていただきたいと思いますので、もし、活用いただけるようであれば、お願いいたします。

〔黒岩副委員長〕

当日の資料、知的障害のある当事者の皆さんもいらっしゃるかもしれませんので、説明を相当わかりやすいものにしていただく必要があるかと思います。

〔事務局〕

わかりやすい説明にしたいと思います。

〔丸田委員長〕

他にご発言のある委員の方いらっしゃいますでしょうか。

(なし)

特にご発言がないようであれば、本日の議事はここで閉じさせていただきたいと思えます。この後、本日、和田部参事からご出席をいただいておりますので、ここまでの議事の中でのやりとり、それから今後の条例制定に向けての、私どもに対する、また、ご意見なりご発言があれば、お願いをしたいと思います。

〔和田部参事〕

本日も非常に活発な意見交換していただきましてありがとうございます。

皆様方の本当に思いがこもった条例案、またこれは案の段階ですが、でき上がってきたのかなと思います。

当然、今日ご指摘いただいた内容等、まだ微修正必要ですが、これをもとにしまして、

今後タウンミーティングということになっていきます。

皆様方からもたくさん意見いただいておりますが、このタウンミーティングで、どれだけ多くの方がいらっしゃってくださって、また多くの意見が寄せられるものだと思います。非常に楽しみなのですが、不安もあります。

また、もう一度皆さん方にお集まりいただいて、この条例案をもう一度その意見を踏まえて検討しないといけないという機会もあるかもしれませんので、その際はよろしくをお願いします。

一方、この条例案を作ったから終わりということではなくて、今後これをもとに、いかにそれを運用していくか、先ほどの相談支援体制の話もそうなのですが、おそらく、この条例案を実際どう運用していくか、相談がないのが一番本当はいいんですけども、使う場合にどういった窓口になって、どういった流れでいくのか、そのフロー図も本来はわかると、この条例案がわかりやすいんだろうと思って、聞かせていただきましたので、今後のその運用だとか、どういった具体的な施策に結びつけていくのか、どういった活動をしていくのか、それが今後大事になってくる。それも考えながら、今日会議を参加させていただいておりました。

これまで本当に4回ですね、活発なご意見をいただきましてありがとうございます。繰り返しになりますけれども、タウンミーティング等を踏まえまして、もしかしたら第5回6回と開催させていただくこともあろうかと思っておりますので、引き続き、よろしくをお願いいたします。

本日はありがとうございました。

〔丸田委員長〕

それでは、本日、委員からいただいた意見を踏まえて、今後の条例制定に向けて、事務局の方で必要な作業を進めていただきたいというふうに思います。

では、この後の進行は事務局にお返しをいたします。

〔事務局〕

本日皆様からいただいたご意見等を踏まえまして、まずはタウンミーティングの準備をして参りたいと思います。また条例制定についても検討を進めて参ります。また、本日の会議等で確認しきれなかったことなど、後日照会をさせていただくこともあるかと思っておりますので、ぜひまたご協力をよろしくお願い申し上げます。また今後ですが、第5回の検討委員会等も開催の予定となっております。後日担当の方から、日程調整とご連絡をさせていただきますので、ご回答の方もご協力くださるようお願いいたします。

それでは以上をもちまして、第4回新潟県障害者差別解消のための条例制定検討委員

会を閉会とさせていただきます。本日は大変お忙しい中ありがとうございました。

5 閉会